

一般社団法人日本睡眠学会 委員会細則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本睡眠学会（以下、「この法人」という。）が設置する委員会について適用する。ただし、この法人の「理事及び監事選任に関する施行細則」によって設置される選挙管理委員会には適用しない。

(設置等)

第2条 この法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の廃止及び改変は、理事会の決議によるものとする。
- 3 委員会の設置、廃止及び改変は、社員総会に報告しなければならない。

(構成)

第3条 委員会の構成は、委員長1名、委員若干名とし、必要に応じて副委員長を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員長は、原則として理事の中から、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員は、原則として評議員の中から、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(報告)

第6条 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

(小委員会)

第7条 委員会は、理事会の決議を経て、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員長は、当該小委員会が所属する委員会の委員をもって充てる。

(作業部会)

第8条 委員会は、その任務を分担するために、作業部会（ワーキンググループ：WG）を置くことができる。

- 2 委員長は、作業部会を設置したときには、理事会に報告しなければならない。
- 3 作業部会の部会長は、当該作業部会が所属する委員会の委員をもって充てる。
- 4 作業部会の構成員は、当該作業部会が所属する委員会の委員長が委嘱する。
- 5 作業部会は、所掌業務が終了したところをもって解散するものとする。

(経費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。

- 2 各委員会は、予算及び執行結果を理事会に報告しなければならない。

(細則の変更)

第10条 この細則は、理事会の決議により変更する。

附則

この細則は、令和元年6月26日から施行する。